安全データシート

1. 製品及び会社情報

化学品の名称	Anti-NS2b (Japanese encephalitis virus)
コンポーネント名	
商品コード	GNT社　商品コード:GTX125972
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2－9－7
担当部門	コンプライアンス室
電話番号	03－5684－5107
FAX番号	03－5802－5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	PIS0606V00 (2014/6/5)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

GHS分類

物理化学的危険性	爆発物 分類対象外
	可燃性又は引火性ガス(化学的に不安定なガスを含む) 分類対象外
	エアゾール 分類対象外
	支燃性又は酸化性ガス 分類対象外
	高圧ガス 分類対象外
	引火性液体 分類対象外
	可燃性固体 分類できない
	自己反応性化学品 分類対象外
	自然発火性液体 分類対象外
	自然発火性固体 区分外
	自己発熱性化学品 分類できない
	水反応可燃性化学品 区分外
	酸化性液体 分類対象外
	酸化性固体 分類できない
	有機過酸化物 分類対象外
	金属腐食性物質 分類できない
健康有害性	急性毒性(経口) 区分3
	急性毒性(経皮) 分類できない
	急性毒性(吸入:気体) 分類対象外
	急性毒性(吸入:蒸気) 分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん) 分類できない
	急性毒性(吸入:ミスト) 分類できない
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 分類できない
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B
	呼吸器感作性 分類できない
	皮膚感作性 区分1
	生殖細胞変異原性 区分2
	発がん性 区分2
	生殖毒性 区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(血液系 腎臓 中枢神経系 皮膚)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系)
	吸引性呼吸器有害性 分類できない
環境有害性	水生環境有害性(急性) 分類できない
	水生環境有害性(長期間) 分類できない
	オゾン層への有害性 分類できない

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語 危険

危険有害性情報
H301 飲み込むと有毒
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H320 眼刺激
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H371 血液系、腎臓、中枢神経系、皮膚の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害

注意書き

安全対策
使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保護手袋を着用すること。(P280)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
取扱い後はよく眼と手を洗うこと。(P264)

応急措置
飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
口をすすぐこと。(P330)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

保管
施錠して保管すること。(P405)

廃棄
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　混合物

化学名又は一般名

別名

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
チメロサール (2－(エチルメルクリオチオ)安息香酸ナトリウム) ([(O－カルボキシフェニル)チオ]エチル水銀ナトリウム塩)	0.01%	C9H9HgNaO2S			54-64-8

分類に寄与する不純物及び安定化添加物　情報なし。

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合
多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合
口をすすぐこと。
直ちに医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

応急措置をする者の保護

医師に対する特別な注意事項

5. 火災時の措置

消火剤
水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類。

使ってはならない消火剤
棒状注水。

特有の危険有害性
火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
消火水は汚染を引き起こすおそれがある。

特有の消火方法
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護
適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止措置及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策
すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項
使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
眼に入れないこと。
飲み込まないこと。
粉じん、ヒューム、スプレーを吸入しないこと。
皮膚との接触を避けること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
排気用の換気を行うこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避
「10. 安定性及び反応性」を参照。

衛生対策
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

安全な保管条件
酸化剤から離して保管する。
施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い乾燥した冷所で保管すること。

安全な容器包装材料
国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度 (産衛学会)	許容濃度 (ACGIH)
チメロサール (2－(エチルメルクリオチオ)安息香酸ナトリウム) ([(O－カルボキシフェニル)チオ]エチル水銀ナトリウム塩)	未設定	未設定	TWA 0.01mg/m^3, STEL 0.03mg/m^3 (as Hg) (Skin)

設備対策
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
ばく露を防止するため、装置の密閉化又は局所排気装置を設置すること。

保護具

	呼吸用保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。 ネオプレンが推奨される。
	眼の保護具	眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）。
	皮膚及び身体の保護具	必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	
	形状	結晶状粉末
	色	白色～淡黄色
臭い		データなし
臭いのしきい（閾）値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
蒸発速度（酢酸ブチル＝1）		データなし
燃焼性（固体、気体）		データなし
燃焼又は爆発範囲		
蒸気圧		6.71E-013mmHg（25℃）（推定値）
蒸気密度		データなし
比重（密度）		データなし
溶解度		水に易溶，エタノールに可溶，エーテルに殆ど不溶，ベンゼンに殆ど不溶
n-オクタノール／水分配係数		logPow=-1.88（推定値）
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度（粘性率）		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	情報なし。
避けるべき条件	情報なし。
混触危険物質	情報なし。
危険有害な分解生成物	情報なし。
その他	

11. 有害性情報

急性毒性

	類推値	
	実測値	
	経口	RTECS(2004)のラットのLD50=75mg/kgから、区分3とした。
	経皮	データなし。
	吸入	データなし。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		データなし。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギにおけるRTECS(2004)に"Mild"の記述があるため、区分2Bとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	皮膚感作性：吸器感作性：データなし。 皮膚感作性：DFGOTvol.15(2001)にヒトおよびモルモットにおいて皮膚感作性を示す報告が複数あり、区分1としマウスのin vivo小核試験および染色体異常試験における陽性事例(RTECS(2004)、HSDB(2004))から、区分2とした。
生殖細胞変異原性	
発がん性	Priority 2出典のRTECS(2004)にラットの発がん性試験の報告があり、子宮がんがみられ、RTECS criteriaで"Neoplastic(腫瘍性)"としているため、区分2とした。
生殖毒性	California Proposition 65 (California EPA/OEHHA, 2005)に水銀化合物として生殖毒性があるとされており、区分1Bとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	Priority 2出典のHSDB(2004)のヒトの報告例(2件)から、区分2(血液系、腎臓、中枢神経系、皮膚)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	Priority 1出典のACGIH-TLV (2004)では、アルキル水銀化合物の反復暴露により中枢神経系に影響があるとされており、区分1(中枢神経系)とした。
吸引性呼吸器有害性	データなし。
有害性その他	

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)	データなし。
水生環境有害性(長期間)	データなし。
生態毒性	情報なし。
残留性・分解性	データなし。
生体蓄積性	データなし。
土壌中の移動性	データなし。
オゾン層への有害性	データなし。
環境影響その他	データなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に皮膚に触れたり、ガスや粉塵、蒸気やミストを吸入しないよう十分注意すること。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2025
Proper Shipping Name	MERCURY COMPOUNDS, SOLID, N.O.S.
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	Ⅲ
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex Ⅱ,and the IBC code.	Not Applicable
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	2025

	Proper Shipping Name	MERCURY COMPOUNDS, SOLID, N.O.S.
	Class	6.1
	Sub Risk	
	Packing Group	Ⅲ
国内規制		
	陸上規制情報	該当しない。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	2025
	品名	水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
	国連分類	6.1
	副次危険	
	容器等級	Ⅲ
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	2025
	品名	水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
	国連分類	6.1
	副次危険	
	等級	Ⅲ
特別の安全対策		
緊急時応急措置指針番号		151

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法	毒物(指定令第1条) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 水銀及びその化合物 政令番号:237 1質量%(水銀として)以上を含有する製品。
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) アルキル水銀化合物 政令番号:33 0.1重量%以上を含有する製剤その他の物。
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
船舶安全法	毒物類・毒物
航空法	毒物類・毒物
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) アルキル水銀化合物を含有する特定有害産業廃棄物
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) 水銀及びその化合物

土壌汚染対策法	特定有害物質（法第2条第1項、施行令第1条） 水銀及びその化合物

16. その他の情報

参考文献	経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース ezCRIC 安全衛生情報センター GHS対応モデルMSDS
その他	◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。 ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。 ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。 ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。